

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (経済学)	氏名 (Author)	川口 陽享
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 (Title) 中央銀行の金融政策に関連する叙述的資料による分析			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査 (Committee chair)	教授	千田 隆	印
審査委員 (Committee member)	教授	瀧 敦弘	印
審査委員 (Committee member)	教授	大澤 俊一	印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)			
<p>1998年施行の新日銀法は、透明性を高めるため、第20条により各会合から10年間を経過した後に議事録を公表することを定めており、2008年度から議事録あるいは資料の公表が開始された。本論文は、その公開された議事録・資料や政策当局による公表文書等を活用し、量的緩和政策という異例の金融政策が2001年3月19日の金融政策決定会合において導入され、2006年3月19日の金融政策決定会合において解除に至った政策決定過程を現在の視点で分析してみようと試みている。</p> <p>本論文は6つの章から構成されている。第1章では、本論文の目的、その背景及び構成を説明している。第2章では、1998年4月旧日本銀行法が改正施行され、大きく変化した日本銀行法の改正点と日本銀行の役割について述べられている。第3章では、2001年1月19日から2月28日までの間、量的緩和政策を導入する直前までの金融政策決定会合において政策委員の間でどのような議論がなされ、これらの金融政策運営方針が決定されたのかが検証されている。</p> <p>第4章と第5章が、本論文の中心部分となる。第4章は、量的緩和政策の導入についてで、2001年3月19日の金融政策決定会合が下した政策が、なぜゼロ金利政策への回帰ではなく、量的緩和政策を導入したのかその理由を金融政策決定会合議事録から検証している。議長案の効果を考えると、ゼロ金利政策に回帰することでもよかったのではないかと著者は考えるが、それではなぜ前例のない量的緩和政策を導入するに至ったかを検証した結果、量的緩和政策を導入するに当たって① 政府・与党から量的緩和を促す圧力がある、② 銀行法の改正を迫られている、③ 不良債権処理の解決のため政府に協力を求める必要性がある、④ 早すぎたゼロ金利政策解除の総裁責任を回避するため、あえてゼロ金利政策を取らず量的緩和政策に変えた、という4つの量的緩和政策の導入理由があったと分析している。</p> <p>第5章は、量的緩和政策の解除についてである。日本銀行は、政府がデフレ脱却宣言を行っていない中、2006年3月9日の金融政策決定会合において量的緩和政策の解除を決定した。この時期、日本銀行と政府は量的緩和政策の解除の条件（判断基準）について、どのように考えていた</p>			

のか。また、日本銀行と政府は量的緩和政策の解除とデフレの判断基準との関係をどのように考えていたのか。日本銀行は、量的緩和政策の解除の条件（判断基準）の主要な指標として、消費者物価指数（除く生鮮食品）を使っていた。それに対して、政府は、量的緩和政策の解除の条件（判断基準）をデフレの脱却の有無においていた、と著者は考える。政府は量的緩和政策の解除条件をデフレ脱却とし、そのデフレ脱却の判断指標にはプラスになりにくいGDPデフレーターを使って、日本銀行に金融緩和を要望している。それでは政府はなぜデフレ脱却の判断をするための主要な指標としてGDPデフレーターを重視したのであろうか。前述の判断資料から、政府・与党は景気回復を優先するあまり、最後までプラスになりにくいGDPデフレーターを引合いに出し、金融緩和をできるだけ先まで引き伸ばしたいという思いがあったと著者は考える。そこに、政府と日本銀行とで、量的緩和政策解除を判断する考え方と指標の使い方に違いが生じていたのではないかと分析している。

第6章では、第3章から第5章までの内容を要約すると共に、本論文の結論と今後の研究課題を述べている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（経済学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。